

報告案件 1 説明資料

「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」
に向けた都市計画の見直し等に関する市民意見募集等の結果
について

資料 「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に
に向けた都市計画の見直し等に関する市民意見募集及び公聴会
の結果について

「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直し等に関する市民意見募集及び公聴会の結果について

京都市では、将来にわたって、安心安全で暮らしやすく、魅力や活力のある持続可能な都市構造を目指した土地利用の誘導を図るため、本年3月に「持続可能な都市構築プラン」を策定しました。

また、平成19年から実施している新景観政策の進化を検討するため、昨年度に設置した「新景観政策の更なる進化検討委員会」から本年4月に「答申」をいただきました。

これらを踏まえて、地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、都市計画の見直し等の施策案を取りまとめ、市民の皆様幅広く御意見を募集するとともに、都市計画原案の概要に関する公聴会を開催いたしました。

この度、市民意見募集及び公聴会の結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

1 市民意見募集の概要について

(1) 募集期間

令和元年6月10日（月）から7月10日（水）まで

(2) 周知方法

ホームページ掲載、都市計画ニュース発行（市民しんぶん挟込み）、市民意見募集リーフレットの配布（市役所案内所、各区役所・支所・出張所、景観・まちづくりセンター、京安心すまいセンター、各市立図書館、大学コンソーシアム京都加盟会員の42大学、建築・不動産・経済等の関係団体）等

(3) 意見募集結果

ア 意見書数及び意見数

意見書数：330通 意見数：983件

イ 御意見をいただいた方の属性

別紙1のとおり

ウ 御意見の内訳

項 目	意見数
1 施策案全般について	91
2 道路基盤の整備状況等を踏まえた都市活力や利便性の向上について	208
3 ものづくりをはじめとする産業の集積と働きやすい都市環境の向上について	130
4 美観地区等における地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成について	192
5 地域のまちづくりの推進と特例制度の活用について	182
6 その他	180
合 計	983

エ 御意見の内容と本市の考え方

別紙2のとおり

2 公聴会の概要について

(1) 開催日時

令和元年7月8日(月) 18時30分～19時45分

(2) 開催場所

京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム

(3) 公述の要旨と本市の見解

別紙3のとおり

3 今後の予定

令和元年 8月 京都市都市計画審議会への報告(市民意見募集及び公聴会開催結果)

8月頃 京都市美観風致審議会への諮問

同年 9月 市会に関連条例等の改正案を付議
都市計画変更案の縦覧

同年 11月 京都市都市計画審議会への付議

議決のうへは、一定の周知期間を経て、関連条例の施行、都市計画変更

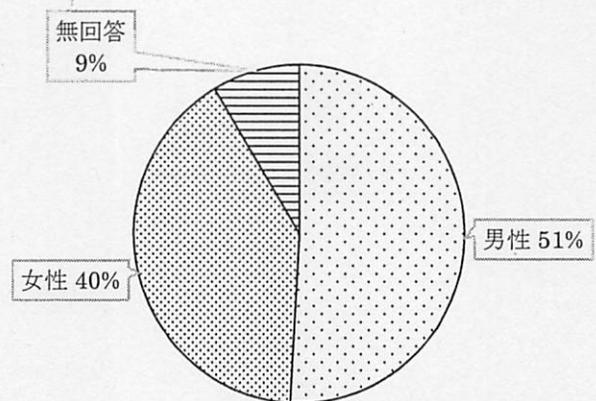
※ 「地域のまちづくりの推進と特例制度の活用」については、今回の市民意見募集及び公聴会で市民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、特例制度の運用の考え方や考慮すべき事項等をまとめたガイドライン(案)を作成し、改めて市民意見募集を実施します。

参考資料：市民意見募集リーフレット

御意見をいただいた方の属性

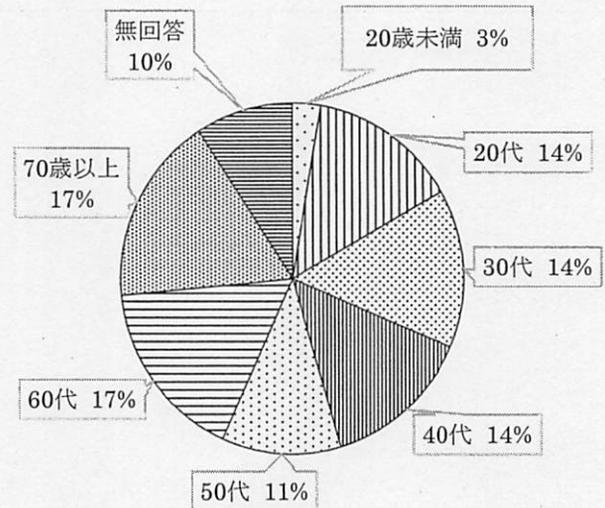
1 性別

区分	通数	割合(%)
男性	167	51
女性	133	40
無回答	30	9
合計	330	100



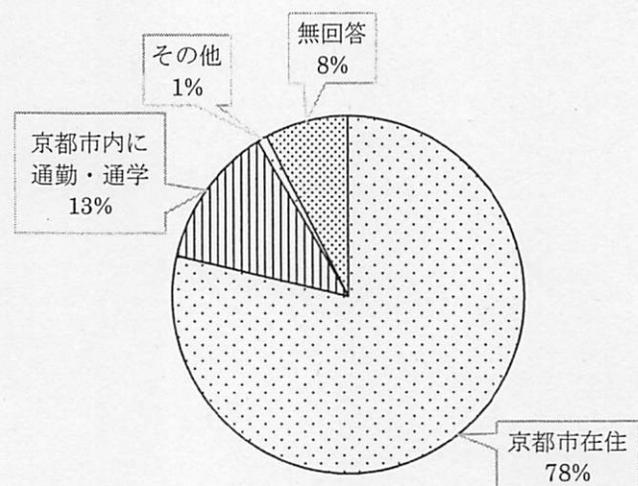
2 年齢

区分	通数	割合(%)
20歳未満	9	3
20代	46	14
30代	48	14
40代	46	14
50代	37	11
60代	55	17
70歳以上	57	17
無回答	32	10
合計	330	100



3 お住まい等

区分	通数	割合(%)
京都市在住	258	78
京都市内に通勤・通学	42	13
その他	3	1
無回答	27	8
合計	330	100



「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直し
市民の皆様のご意見と京都市の考え方（案）について

1 施策案全般について（91件）

主な御意見（要旨）	件数	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 何十年後を見据え、このような見直しをしていくことはとても良いことだと思う。 ・ 京都の将来のために、頑張って進めてほしい。 ・ この見直しによって、持続可能な都市構築プランで与えられている各地域の役割を担えるようになれば良いと思う。 ・ 美しい景観を守り続けるという大前提のもとで、時代に応じた規制の見直しは当然必要なものだと思う。 ・ 規制が厳しすぎて企業や大学が他都市に出てしまっており、それを止めるためにも良いと思う。 ・ 南区や伏見区等においては、山沿いや歴史的な地域を除いて、思い切った緩和を行ってもよいのではないかと。 ・ 高さ規制の緩和などの見直しを行うことは、新景観政策の理念に逆行する。 ・ 今回の緩和施策の手段が、課題に対していかなる実効性を有するのか検証すべき。 ・ 誘導を図る機能の設定と都市計画の形態規制と景観デザインの基準とを連動させて、計画づくりを進めていくことが必要。 など 	91	<p>本施策案は、「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」におけるこれまでの取組を踏まえ、地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するために取りまとめたものです。</p> <p>とりわけ本市においては、市内全域に散在する特色ある多様な地域がネットワークされていることから、単に全市的に一律の規制を行うのではなく、これまで受け継がれてきた京都のまちの美しさは引き続き守っていくことを前提としたうえで、各地域の特性を十分に踏まえつつ、これからの時代を見据えたまちづくりを推進していくことが重要と考えています。</p> <p>今後、今まで以上に都市計画と景観政策を連動させ、地域の特性に応じた魅力的で持続可能なまちづくりを進めることができるよう検討を進めてまいります。</p>

2 道路基盤の整備状況等を踏まえた都市活力や利便性の向上について（208件）

主な御意見（要旨）	件数	本市の考え方
<p>(1) 見直し案全般に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今の道路や駅を活かしながら京都の魅力を上げていってほしい。 ・ 限られたまちのサイズの中で、今ある道路を活かしていく見直し案に賛成する。 ・ 大通り沿いの容積率を引き上げることで、都市機能の向上・路面店の増加による通りの賑やかさにつながると思う。 ・ 道路等の都市基盤の整備状況に応じて都市機能の向上を実現させるための変更を行うのは自明の理だと考える。 ・ 基盤がしっかりしているところは、活力を上げていく必要がある。 ・ 京都は観光都市でもあるが、商業都市でもあり賛成である。 ・ 良いことだが、見直すタイミングが少し遅かったのではないかと。 ・ 誘導したい土地利用が不明確であり、用途地域を変更し、容積率を上げてもマンションかホテルが増えるだけである。 	98	<p>本見直し案は、都市の活力や利便性の向上が、持続可能な都市を構築するうえで重要であるとの認識のもと、新たに整備された基盤整備状況を踏まえ、各地域の将来像に応じた土地利用を誘導するため、用途地域や容積率、誘導用途に限定した高度地区等の見直しを行うこととしています。</p> <p>今後も、都市計画マスタープランや持続可能な都市構築プラン（以下「プラン」という。）に掲げた都市の将来像の実現に向け、地域の特性に応じた適時適切な都市計画の見直しを検討してまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年後の京都市のために良い政策だ。 ・ 今後も、京都市全域でこのような考えで持続可能な都市となる都市計画行政を進めてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>		
<p>(2) 五条通沿道（JR丹波口駅～西大路通）に関すること</p>	80	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 五条通の沿道が京都の活力のための場所となっていくことは、将来の世代のためにも大事なことである。 ・ 京都の発展のために、将来どういうものが建ってほしいのかという目的を持った誘導をどんどん進めていってほしい。 ・ 五条通周辺の住民として、この場所は観光等に活用されるより、将来を見据えてオフィスを誘導する方が最適だと思う。 ・ 事務所や研究所に絞って高さを31mまで認めることで、京都市サーチパーク等と調和した建物が増えることは良いと思う。 ・ 20mを超える建築計画は、特例許可制度を採用した方が景観形成や都市活力に寄与する施設等を誘導できるのではないかと。 ・ 特定の用途に限り高さを緩和すると、建物の高さが揃わず、沿道の景観形成に資するものにならない。 ・ 五条通は高い建物が建っているが、街路樹もあってゆとりのある空間が作られており、これに調和した建物が増えるなら、まちのイメージももっと良くなると思う。 ・ 五条通は幅員が大きく建物の圧迫感は少ないと思うが、壁面後退と緑化の要件により皆が誇れるきれいな街になってほしい。 ・ 京都の経済を支える働く場になってほしいと思う一方で、周辺に住む人にとっても安全で利便性の高いまちであってほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>五条通沿道では、創造的な研究開発環境やベンチャービジネスなどの支援を行う施設の立地が進んでおり、また、プランにおいても、京都の都市活力を牽引する役割を担う「広域拠点エリア」に位置付けています。</p> <p>そこで、本見直し案では、用途地域や容積率等の見直しを行うほか、敷地面積や壁面後退等の一定の要件を満たした事務所、研究施設に限り、31mを最高限度とする高度地区を設定することにより、当該地域において、ゆとりあるオフィス空間が集積し、多様な人々が集い、新たな活力が生み出されるとともに、地域の方々の利便性の向上等にもつなげてまいりたいと考えています。</p> <p>また、景観地区を見直し、高さ20mを超える建築物の敷地については、五条通に面して植栽等を行うことで歩行者空間と調和した景観形成を誘導します。</p>
<p>(3) 御池通沿道（JR二条駅～西大路通）に関すること</p>	14	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 二条駅や西大路通との繋がり状況から見ても、もっと魅力的なものが建った方が、京都の将来のためにも良いと思う。 ・ 市内中心部の過密状況を分散させるためにも、このエリアに業務、商業機能を集積させるべきであり、見直しに賛同する。 ・ 都市計画変更だけでなく、このエリアでどのようなまちづくりを進めるのか、住民と共に議論が必要ではないかと。 ・ 現在の落ち着いた雰囲気や容積率の緩和で壊れてしまうと思うので反対である。 ・ 御池通には京都のためになる使い方が大事だと分かっているが、住んでいる人のためにも便利な施設ができてほしい。 		<p>本地域は、プランにおいて、京都の都市活力を牽引する役割を担う「広域拠点エリア」に位置付けています。</p> <p>そこで、本見直し案では、道路整備の状況等を踏まえ、沿道の合理的な土地利用につなげていくため、容積率等を見直すことにより、多くの人々の活動を支える京都らしい都市空間の創出にもつなげてまいりたいと考えています。</p> <p>防火地域の指定については、高密度に機能集積を図る中心拠点の火災の危険を防除するために必要な指定であると考えています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 低層の木造建築が多く、町家も残っている地域のため、防火地域になると木造の増築や改修は困難になるのではないか。 <p style="text-align: right;">など</p>		
<p>(4) 葛野大路通沿道(太子道～天神川、三条通～四条通)に関する事</p>	9	
<ul style="list-style-type: none"> 太秦天神川駅周辺に大学ができるなど魅力的になっており、今回の見直しにより地域の中核拠点となることを期待する。 右京区役所や大学が整備され、まちの変化を捉えた見直しを行う姿勢に賛同する。 都市計画の見直しとともに、将来的には都市計画道路の御池通を西に伸ばす必要がある。 規制の見直しによってパチンコ店等が開業すれば、住環境が悪化するため、用途地域の変更はなされるべきでない。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>本地域は、プランにおいて、定住人口の求心力として役割を担う「地域中核拠点エリア」に位置付けています。</p> <p>そこで、本見直し案では、道路整備や周辺の施設立地の状況等を踏まえ、用途地域や容積率等を見直すことにより、子供から高齢者までそれぞれのライフステージに応じた必要な都市機能の効率的な利用につなげてまいりたいと考えています。</p> <p>また、沿道に限って用途地域を見直すことで、その後背地の住環境を保全しつつ、利便増進が図れるものと考えています。</p>
<p>(5) 国道171号～祥久橋～国道1号間の道路の沿道に関する事</p>	7	
<ul style="list-style-type: none"> 働く場の確保や産業の活性化を目的として、一連の道路整備が完了したことを機に見直しを行うことは適切だと思う。 今回の容積率引き上げによって土地利用の動きが出てくることを期待する。 具体的にどのような地域を目指して見直しを行うのが良く分からない。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>本地域は、プランにおいて、定住人口の生活の場となる「日常生活エリア」と、ものづくり産業の集積を図る「ものづくり産業集積エリア」が近接しています。</p> <p>そこで、本見直し案では、道路整備の状況等を踏まえ、用途地域や容積率等を見直すことにより、周辺環境に調和した産業機能の充実につなげてまいりたいと考えています。</p>

3 ものづくりをはじめとする産業の集積と働きやすい都市環境の向上について(130件)

主な御意見(要旨)	件数	本市の考え方
<p>(1) 見直し案全般に関する事</p>	7-9	
<ul style="list-style-type: none"> ものづくり産業の誘致が今後の京都の課題であり、進めていく必要がある。 最近では観光が目立つが、ものづくりのまちとして、産業を支えるために必要な見直しである。 京都のものづくりの面を支援することは重要だと思う。 企業が集積できるようにすることは、産業が元気でいられる環境づくりのためにも大事であり、メリットが大きい。 ものづくりをはじめとする産業の集積は、地域の活性化につながることを期待されたいと思う。 京都市が産業の中心になるわけではないため、今のままで十分だと思う。 「規制を緩めれば誘導できるのでは」との安易な期待に基づく変更である。 京都の南部にもっと企業を誘致するためには、ソフト面での施策も必要だと思うが、これがきっかけとなれば良い。 		<p>産業の活性化や働く場の確保は本市の基礎的な課題であり、持続可能な都市を構築するうえで重要です。</p> <p>本見直し案は、この課題に対して、ものづくり産業の集積と働きやすい都市環境の向上を図ることを目的として、容積率や高さ規制におけるものづくりを下支えする機能の併設要件等の見直しを行うものです。</p> <p>今後も、産業誘致や住宅と調和した工場の操業環境の確保等の課題に対し、関係部局とも連携しながら、引き続き取組を進めてまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 古くから地域にあるものづくり産業と新しくできた住宅地とが共存できる仕組みがつかれないか。 <p style="text-align: right;">など</p>		
<p>(2) らくなん進都に関する事</p>	28	
<ul style="list-style-type: none"> 工場、事務所、研究施設に限り容積率を引き上げるとは、地域の将来像と合致しており、良い方向性だと思う。 容積率の割増しは、都市の活性化につながるものであり賛成する。 今回の見直しを機に、高速道路や国道があるメリットを活かすべきであり、らくなん進都の可能性が高まることを期待する。 らくなん進都のエリアはもったいない。小さくても良い企業がもっと集まるといいと思う。 容積率の緩和だけで効果が上がるのか。 産業部局と連携して啓発に取り組み、誘導事業が多数行われることに期待する。 油小路沿道は徐々に会社が増えているが、交通の便が良くないので、もっとバスなどの公共交通対策も考えてほしい。 らくなん進都を知らない企業が多いと思うので、もっとPRを行う必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>南部創造のまちづくりの先導地区である「らくなん進都」では、都市基盤整備の進展を背景に、産業・業務関連施設の集積が進みつつある地域であり、プランにおいても同地域を「ものづくり産業集積エリア」に位置付けています。</p> <p>そこで、本見直し案では、同地域に立地がふさわしい工場、事務所、研究施設の容積率を割り増すことにより、新しい京都を発信するものづくり拠点として、本社オフィスや生産、研究等の機能の集積につなげてまいりたいと考えています。</p> <p>容積率の割増しについては、過去の当該地における工場等の立地状況からも必要と考えており、引き続き、関係部局とも連携し、ものづくり産業の集積を図ってまいります。</p>
<p>(3) 四条通以南の工業地域等(20m5種高度地区の区域に限る)に関する事</p>	23	
<ul style="list-style-type: none"> 働く場所と利便施設の距離が近くなることは働きやすさにつながるし、働くきっかけになる。 働く人を確保するために、働きやすい環境面を考えたことは良いと思う。 生産年齢人口が減少する中、時代の流れを考えながら、まちの建物を誘導することは良いことだと思う。 京都市としての検討・議論が不十分だと思うので反対する。 働く場所の近くに医療施設があると安心である。 工場、研究施設などの誘致につながる現実的な取組である。介護施設併設の建物への優遇もあればと思う。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>本地域は、プランにおいて、「ものづくり産業集積エリア」に位置付けています。</p> <p>そこで、本見直し案では、市内で働く市民が減少している状況等を踏まえ、市内において便利で快適な働く場の確保が大切との観点から、31mの高さまで建築できる建築物について、現行の工場、事務所、研究施設にのみ供する建築物に、飲食店や保育所、診療所等のいわゆる「働く人のための利便施設」を併設した工場、事務所、研究施設を加えることで、操業環境の確保や働く人の利便性の向上を図りたいと考えています。</p>

4 美観地区等における地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成について（192件）

主な御意見(要旨)	件数	本市の考え方
<p>(1) 見直し全般に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都の景観をより良くする見直しであり賛同する。 ・ きめ細やかな景観規制の見直しに賛成する。今後もまめに状況を把握し、点検してほしい。 ・ この10年間で問題となっていた矛盾が見直されたところは評価できる。 ・ 建替えの際に余計に予算がかかり、古い建物が放置されてしまうことが懸念される。 <p style="text-align: right;">など</p>	37	<p>新景観政策は、策定当初から、硬直化することなく時代と共に刷新を続ける進化する政策であることが求められています。</p> <p>本見直し案は、これまでの美観地区等での運用を踏まえ、地域の特性に応じたよりきめ細やかな景観形成を進めるため、現行の地区指定や基準の見直し等を行うものです。</p> <p>今後もいただいた御意見を踏まえながら、景観政策の効果や課題を検証し、引き続き、取組を進めてまいります。</p>
<p>(2) 歴史遺産型美観地区（一般地区）における適切な勾配屋根の誘導に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 細分化された屋根は景観上好ましくないので見直しに賛同する。 ・ 隣接する敷地へは十分に配慮して欲しい。 ・ 世界遺産等への配慮のため認定の仕組みとすることに賛同する。 ・ 高さ規制を緩和せず、現行の高さ規制の中で必要な勾配屋根を取らせるべき。 ・ 手続きに要する時間や資料等が過大にならないよう、どのような場合に適用されるのかをガイドラインで示すべき。 ・ 見直しの意図は理解できるが、誘導すべき良好な景観について厳格な指標を示すべき。 ・ デザインについては、有識者等の意見を踏まえた判断が求められる。 <p style="text-align: right;">など</p>	35	<p>歴史遺産型美観地区（一般地区）では、現行の規制の下で、勾配屋根が極端に細分化する事例が見受けられます。</p> <p>本見直し案は、建築物の規模等に応じた適切な勾配屋根による良好な景観へと誘導するため、屋根形状も含めてデザインが優れていると認められる建築物については、3mを限度に勾配屋根の一部が高さ規制を超えることを認める制度を創設するものです。</p> <p>今後、いただいた御意見を踏まえながら、制度の運用等について検討を進めてまいります。</p>
<p>(3) 両側町の「通り景観」に配慮した景観地区の見直しに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通りの景観に統一感を出し、町並みを揃えた方がきれいなので、見直しに賛同する。 ・ 京都らしい町並みになってよい。 ・ 見直しにより建築コストが高くなることを懸念する。 ・ 見直しの趣旨には賛成だが、一つの敷地内でデザイン基準が変わる場合の規制の運用は丁寧に考える必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>	38	<p>本見直し案は、両側町の通りを中心にデザイン基準が異なる地域において、両側町の「通り景観」に配慮し、通りの両側に同一の景観基準が適用されるよう、景観地区の指定を見直すものです。</p> <p>今後、いただいた御意見を踏まえながら、制度の運用等について検討を進めてまいります。</p>
<p>(4) 幹線道路沿道の地域特性を踏まえたデザイン基準の見直しに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直しに賛同する。 ・ 沿道では、スカイラインをそろえるように基準を定めてはどうか。 ・ 過度な規制を見直すという点でよい。 ・ 屋上緑化を含めた屋根に関する基準についても、見直しを検討してはどうか。 ・ それぞれの地域に適したよりきめ細やかな基準を作るべき。 ・ 軒庇や外壁等に関する基準をどのように見直すのかを明確にするべき。 	15	<p>本見直し案は、美観地区内の一部の幹線道路の沿道において、歴史的資産や岸辺の景観に配慮し、かつ、幹線道路にふさわしい良好な沿道景観の形成が図られるよう、建築物の軒庇や外壁等に関する基準を見直すものです。</p> <p>今後、いただいた御意見を踏まえながら、制度の運用等について検討を進めてまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> より詳細な基準ができた後、改めて市民意見募集を行うべき。 <p style="text-align: right;">など</p>		
<p>(5) 室外機等の設備機器に関するデザイン基準の見直しに関すること</p>	2.9	
<ul style="list-style-type: none"> 京都らしい町並みを守るうえで、良い取組である。 設備機器の目隠しは、美観上の効果も高いので、徹底して取り組むことを期待する。 見直しに賛成だが、設備機器だけでなく、隣地越しから見える屋外階段や裏側然とした外壁デザインについても、トータルな観点からデザイン上の配慮を求めるべき。 費用が所有者負担となるのはどうかと思う。地域を絞ってもよいのではないか。 隣地の建物に影響される規制には反対である。 修景方法については、格子等の目隠しに限らず、多様な方法を検討した方がよい。 事業者等に趣旨を理解してもらうための周知が必要。 景観に配慮した建築設備を作るようメーカーに働きかけてはどうか。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>現行の景観地区の基準では、道路や河川に面してエアコンの室外機等の設備機器を設ける場合は、修景等の配慮をする規定を設けています。一方で、隣地側の壁面において、隣地越しに室外機等の設備機器が望見され、良好な景観を阻害する事例も見受けられます。</p> <p>本見直し案は、こうした課題に対応し、道路等から隣地越しに見える設備機器についても、景観への配慮をしていただくよう、見直すものです。</p> <p>今後、いただいた御意見を踏まえながら、制度の運用等について、検討を進めてまいります。</p>
<p>(6) その他の景観政策に関する御意見</p>	3.8	
<ul style="list-style-type: none"> よりきめ細かく、地域の景観特性に応じた対応を進める必要がある。 建築材料や外壁面の位置などについても規制誘導しないとまちなみは守れない。 地域ごとのきめ細やかな見直しは大切だが、上からの規制とならないよう、地域のまちづくりの中で検討を進めていくべき。 より一層の規制を行い、京都の文化財がいきる景観にしていきたい。 歴史的なものを保全しつつ、新しいものを受容できるよう景観政策を進められたい。 屋上緑化を設ける場合は、管理方法についても検討すべき。 今後、木造の家屋や商店がなくなってしまうことを危惧する。一定のエリアでは木造家屋の復元を図ってはどうか。 違反に対しては、毅然と対処するべき。 「京の景観ガイドライン」については、丁寧な規定整備をお願いします。 これまでの運用を踏まえながら、「京の景観ガイドライン」を定期的に見直し、意見公募をする仕組みの構築に期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>いただきました御意見については、今後、制度の運用や景観政策を進めるに当たっての参考とさせていただきます。</p>

5 地域のまちづくりの推進と特例制度の活用について（182件）

主な御意見（要旨）	件数	本市の考え方
<p>(1) 施策案全般に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 事実上利用されてこなかった特例許可制度に活用之道を開くことは英断であり、新たな挑戦として歓迎する。 地域や敷地で最適な計画は何なのかを、地域住民と事業者と行政が創造的な対話を通じてデザインしていく事が重要だと思う。 厳格な規制の運用が良好な景観や土地利用の創出を阻害することがないように、一定の基準内で例外を認めることは必要。 住人に責任を押し付けるのではなく、市の責任で規制の見直しをしてほしい。 特例制度の緩和には反対。地域の代表だけではなく、まちづくりの主役である地域住民に広く意見を聞くべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	73	<p>京都は個性豊かな地域が集合した都市であり、地域ごとの特性やビジョンに応じたまちづくりを推進するための手法の一つとして、建築物の高さやデザイン規制の特例制度を活用することを検討しております。</p> <p>今後、いただいた御意見を踏まえ、京都の景観の守るべき骨格を堅持したうえで、地域の魅力を高める優れた計画を誘導できる制度の構築に向け、検討を進めてまいります。</p>
<p>(2) 京都の景観の守るべき骨格の堅持に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界遺産周辺など、京都は守るべきものも多いので、そこを守っていくことは大切。 守るものは守ったうえで、魅力・活力になる場合はもっと進めたらよいと思う。 都心部の景観規制は守るべき。 東山の歴史的景観や市内の歴史的建造物周辺の風致景観の保全に向けてさらに規制を強化すべき。 碁盤の目に沿った木造建築などの京都らしい町並みは今後も保全すべき。 高さ規制は歴史のある京都には必要だが、数値でなく、東山が見える高さなら認めるなど、柔軟性がほしい。 「京都らしい市街地景観」は市民によって考え方が異なり、どの地域が特例制度の対象となるか明示してほしい。 景観を守るため、かなりの辛抱をした結果、守られた景観もある。それなのに今は守られてきたものが壊されている。 <p style="text-align: right;">など</p>	23	<p>特例制度の運用にあたっては、豊かな自然景観や、寺社や歴史的な町並みが形作る景観などの京都の景観の守るべき骨格を堅持するため、風致地区や美観地区等では、都市や地域の景観に与える影響を十分に審査することを検討しております。</p> <p>今後、いただいた御意見を踏まえ、更に検討を進めてまいります。</p>
<p>(3) 地域ごとのビジョンに応じた優れた計画の誘導に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的な町並みを守ることに賛成だが、一律の規制ではなく、新しいまちをつくっていかないと活気が下がるので、地域によっては高さ規制を見直しても良いと思う。 規制や運用は地域ごとにメリハリが必要である。 南部は新しい京都のイメージを打ち出し、規制を緩和して自由にしようか。 	48	<p>景観の守るべき骨格を堅持したうえで、地域のビジョンに応じた優れた計画を誘導し、地域のまちづくりを推進するため、建築物の高さの特例許可に関する規定を整備することを検討しております。</p> <p>なお、地区計画や地域景観づくり協議会など地域のビジョンを定め、まちづくりに取り組まれている地域やその周辺では、これらを尊重した制度の運用を行ってまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 南部や山科，西京などでは，新しいまちをつくるために高さのルールを思い切って見直しても良い。 地域特性や景観の変化が及ぼす影響を，十分にシミュレーションし，結果を住民にしっかり説明するべき。 まちづくりを行っている自治会や町内会，まちづくり協議会への支援が重要であり，担い手がいないと地域ビジョンはつくれない。 地域のビジョンづくりには若い人も参加できる仕組みが重要。 地域ビジョンは，地域の範囲や内容が明示されないと，作成に時間と労力がかかり，使われない制度になる。 持続可能な都市構築プランにおけるエリア別の計画を押し付けて，高さ規制を緩和するのは反対。住民意向を無視したまちづくりに危惧する。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>今後，いただいた御意見を踏まえ，特例制度の考え方や地域ごとに考慮すべき事項等について，更に検討を進めてまいります。</p>
<p>(4) デザインの創造性を発揮できる仕組みに関する事</p>	<p>10</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 基準を守るだけでは面白いまちにならない。保存だけでなく新しいものも受け入れていくという市民性で，自発的に地域の景観やまちを考える人が増える仕組みが必要。 個別のケースに応じて，基準の目的とするところに立ち返る必要がある。 新景観政策を支持した市民の思いを大切に，十分な検討と慎重な運用を切に期待する。 優れたデザインは，長い年月を経て受け入れられていくもの。最初に違和感があったとしても，思い切りも必要だと思う。 一定の基準内の特例の適用については，包括同意基準を作成するなど，特例制度がもっと活用されるよう検討してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>屋根の形状や外壁の色彩といったデザイン規制は，一般的な基準を硬直的に運用すると，優れたデザインの創出や，新しいデザインの提案が抑制される面があります。</p> <p>そのため，一般的な基準には適合しなくても，地域ごとの景観特性に立ち返って優れたデザインと評価できる計画が誘導できるよう，活用しやすい特例制度の整備を検討しております。</p> <p>今後，いただいた御意見を踏まえ，更に検討を進めてまいります。</p>
<p>(5) 既存不適格建築物の増築に対する高度地区の手の合理化に関する事</p>	<p>6</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 既存不適格で高さを超えていても，周辺に影響が少なければ手続きを合理化していると思う。 既存不適格建築物に緩和がないので都市機能の更新を留めているのではないか。 既存不適格であれば取り壊すのが本来あるべき姿で，既存不適格建築物は許すべきではない。 既存不適格のマンション等が建替えできずに老朽化していく問題についても検討が必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>現行の規制では，高さ規制の既存不適格建築物に増築を行う場合，高さ規制を超えている部分を撤去することが原則であり，既存不適格の部分を残す場合は，高さ規制の特例許可手続が必要です。</p> <p>既存建築ストックの活用の観点から，新たな増築部分が高さ規制を超えず，地域の景観形成や市街地環境に支障がない場合には，手続を合理化することを検討しております。</p> <p>また，既存不適格建築物の建替えについては，現行の建築規制を踏まえて計画していただくこととなります。</p>

		今後、いただいた御意見を踏まえ、更に検討を進めてまいります。
(6) ガイドラインの作成に関すること	22	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 許容される範囲をしっかりと示すガイドラインが必要だと思う。 ・ 形態よりも、まちづくりのコンセプトを地域と一緒に作り、説得力のあるものにしてほしい。 ・ 公平性を担保するため、客観的な基準が必要で、地域の特性に応じた内容とすべき。 ・ ガイドラインの作成は景観まちづくりを行っている地域の意見を聞いて進めるべき。 ・ 景観政策の進化に向けて思い切ったガイドラインを期待する。 ・ 手続の負担を軽減することで、創意工夫を引き出す運用となることを期待する。 ・ 地域任せではなく行政がリードしていくべき。 ・ 審議会などとの関係も示されるべき。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>特例制度の運用にあたっては、特例制度の考え方や地域ごとに考慮すべき事項等をガイドラインとしてまとめ、市民や事業者に周知することが必要と考えております。</p> <p>今後、今回の市民意見募集でいただいた御意見を踏まえてガイドライン(案)を作成し、改めて市民意見募集を実施させていただきます。</p>

6 その他の御意見・御提案 (180件)

主な御意見(要旨)	件数	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の規制を地域ごとにメリハリをつけてはどうか。 ・ 広告物の規制は厳し過ぎるのではないか。 ・ 外国人にも分かりやすいサイン表示が大切。 ・ 京都大学の立て看板は、地域の景観として定着しているため、規制すべきでない。 ・ 京町家を保全・継承するため、補助制度や固定資産税の減免等の支援が必要。 ・ 空き家活用を推進するべき。 ・ 無電柱化を推進するべき。 ・ 都市内の緑化が重要であり、屋上緑化、公園や緑地の整備、街路樹の維持管理などを推進すべき。 ・ 夜間照明への配慮が必要である。 ・ 洛西エリア、西部エリア、南部エリア、北部山間部等の公共交通を充実して欲しい。 ・ 山科地域、久我地域、北部山間部等の周辺部は、道路整備が必要。 ・ 生活利便施設や娯楽施設などが日常生活エリアには必要。 ・ 観光客が増えて、公共交通の混雑等が生じているので、対策を進めて欲しい。 ・ 宿泊施設が増えて、働く場所や住む場所の不足が危惧される。 	162	<p>いただきました御意見を関係部署とも共有し、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ オーバーツーリズムや地価高騰の抑制策を検討されたい。 ・ 観光客のゴミ等のマナーなど、生活上の問題が生じている。 ・ 都市が発展していくのは、昔から外から色々な人が入ってきたからこそであり、観光客に来てもらう京都であってほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>		
<p>【景観政策の周知と市民の参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若い人の意見を聞いて進めて欲しい。 ・ 景観政策を進めるにあたっては、住民参加と情報公開プロセスが大切。 ・ 地域ごとに説明会を開催するなど、きめ細やかな周知が必要。 ・ 市民に対してわかりやすく説明が必要。 <p style="text-align: right;">など</p>	18	<p>これまでも景観市民会議等において、市民や事業者の皆様の参画を得て、幅広い議論をいただいているところです。</p> <p>いただいた御意見を踏まえて、引き続き景観政策の周知や市民参画のあり方について検討を進めてまいります。</p>

「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直し（用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、景観地区並びに特別用途地区）の都市計画の原案に対する公述の要旨と京都市の見解

京都市

趣 旨	公述の要旨	京都市の見解
<p>「持続可能な都市の構築」との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の都市計画案は、ますます周辺部である洛西ニュータウンを市内中心部から置き去りにするものである。 ・ 西京区における現状のままの交通費全般の負担増は、周辺部の拠点の魅力向上に逆行するものである。 ・ 市立芸大の移転は、「京都市持続可能な都市構築プラン」の基本コンセプトの整合性を欠いているのは明らかである。 ・ 市立芸大の移転は大学高等教育機関を失わせることになり、西京区における持続可能な都市構築の点で大きな問題をはらんでいる。 ・ 資料にSDGsのことが出てくるが、ほとんど関係ないどころか逆行することではないか。 ・ 人口減少について、「京都市持続可能な都市構築プラン」で示す人口推計の更に先の超長期的なグラフをイメージせずに対策を行うということでは、本当に対策になっているのか疑問である。 ・ 商店街を支援する方策や公共交通の重視をきちんと掲げてこそ、持続可能な都市計画と言えるが、そういう姿はほとんど見えない。 ・ 京都の産業、特に中小企業を育てるという政策が連動しなければオフィスは増えない。 ・ 子育て支援等の方策があつてこそ、人口減少は防げるものである。 	<p>本市が本年3月に策定した「京都市持続可能な都市構築プラン」では、「都心部と周辺部等の拠点の魅力・活力の向上」を基本方針の一つとして掲げており、都心部だけでなく、定住人口の求心力となる周辺部等の地域の拠点においても、多様な都市機能の集積や建物の更新、機能的な都市環境の確保を図るとともに、多様な各地域がネットワークで結ばれることで、魅力や活力あるまちづくりを進めることとしています。</p> <p>このような方針の下、今回、道路整備の状況を踏まえ、都市活力や利便性の向上、産業の集積等を図るため、都市計画の見直しを行うものであり、市域全体の持続性を高めるまちづくりを、産業・商業、福祉・医療、交通等の施策とも連携しつつ進めてまいります。</p> <p>また、人口構造の変化等に対しては、中長期的な展望のもとで対応を図ることが必要と考えており、適宜現状把握も行いながら、持続可能な都市の構築を目指してまいります。</p>

趣 旨	公述の要旨	京都市の見解
<p>「新景観政策の更なる進化」との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全体として2007年の新景観政策をよい方向に進化させているとは考えがたい案である。 高さ規制の緩和等の見直しを行うことは、新景観政策の理念に逆行するものである。 更なる進化という言葉とは真逆の容積率や高さの規制などの緩和であり、高さ規制を含めて、よりきめ細やかな規制措置を講じることが必要である。 今ややるべきことは高さ規制等を緩和することではなく、ホテルの総量規制等の規制措置を早急に導入し、ホテルの建設ラッシュとそれに伴う地価高騰に対する抜本的な抑制策を講じることである。 京都三山を守ると言いながら、京都創生のポスターの写真に北山がない。景観の観点から全体最適と部分最適との関係をしつかりと意識してもらいたい。 	<p>新景観政策においては、盆地を中心に市街地が形成されている京都の風土から建築物の高さ規制を考え、商業・業務の中心地区である都心部では一定の高さを認め、三方の山すそに従って次第に高さが低くなる空間構成を高さ規制の基本的な考え方としていきます。また、景観・住環境・都市機能の3つの観点のバランスを考慮し、地域の景観特性や市街地の特性に応じて、高さ規制を定めています。さらに、建築活動を良好なものへと誘導し、優れた都市景観の形成と都市の活力の調和を図るため、特例制度が設けられています。</p> <p>本見直し案は、この新景観政策の基本的な考え方を踏襲しながら、インフラ整備が進み、都市として新たな役割を担うべき地域等において、高度地区を見直すものです。</p> <p>なお、今回の市民意見募集で皆様からいただいた御意見を踏まえ、特例制度の運用の考え方や考慮すべき事項等をまとめ、ガイドライン（案）を作成し、改めて市民意見募集を実施します。</p>

趣 旨	公述の要旨	京都市の見解
<p>容積率、高度地区等の変更による効果及び影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の規制緩和が人口減少や若者流出を防ぐことにはならない。むしろ助長すると考える。 ・ 高さ制限、容積率の緩和によって若い世代や子育て世代が増加する要素があるとは考えられない。 ・ 五条通や御池通等を規制緩和したところで良いまちにはならない。落ち着いた2階建ての町並みを損ねることになるのではないか。 ・ 五条通沿道において、高さが31mの建物が建設された場合、当該地域に及ぼすマイナスの影響をどのように考えたのか、また、そのマイナス面に対してどのような配慮がなされているか知りたい。例えば、2mの壁面後退は、高さが31mになったからこそのルールなのか。 ・ 祥久橋、らくなん進都などもスプロール地帯になっており、それを更に助長させるのではないか。 	<p>都市の持続性を高めるためには、産業・働く場の確保が重要であり、定住人口の増加にもつながるものと考えています。</p> <p>このような考え方の下、今回、道路整備の状況等を踏まえ、産業の集積や働きやすい都市環境の向上等に向けた合理的な土地利用につなげていくため、都市計画の見直しを行うものです。</p> <p>また、五条通沿道（JR丹波口駅～西大路通）については、用途地域や容積率等の見直しと併せて、市街地環境にも配慮し、敷地面積や壁面後退等の一定の要件を満たした事務所、研究施設に限り、31mを最高限度とする高度地区を設定することとしています。</p>

趣旨	公述の要旨	京都市の見解
特例制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 裁量性が少ない一般基準と、時間的、労力的にハードルが高い特例制度について、市が自らやってきたことを否定的に言って変えようとするのはどうか。ガイドラインは後退しないようなものを作っていたきたい。 特例制度の変更は、新景観政策の重要な柱を事実上骨抜きにするものであって、到底許されるものではない。 	<p>新景観政策は、策定当初から時代とともに進化する政策であることが求められており、政策の更なる進化を検討するため、昨年度に有識者等による「新景観政策の更なる進化検討委員会」を設置し、シンポジウムや市民意見募集を行い、本年4月に「答申」をいただきました。</p> <p>「答申」では、京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、地域固有の魅力を高めていく景観政策が求められており、これを踏まえて、地域のまちづくりの推進と特例制度の活用について検討を進めているところです。</p> <p>なお、今回の市民意見募集で皆様からいただいた御意見を踏まえ、特例制度の運用の考え方や考慮すべき事項等をまとめ、ガイドライン（案）を作成し、改めて市民意見募集を実施します。</p>
市民への説明	<ul style="list-style-type: none"> 地域への本計画案の理解に関する説明が不足している。ホームページでの市民意見の募集や説明会、出前パブリックコメント等では、地域との対話になっていない。地元として本計画案を歓迎するにしても、京都市のために我慢して受け入れるにしても、理解したうえで納得して前に進みたい。 例えば、容積率を上げるときに、市民は数字だけ聞いても良いのか悪いのか判断できない。 	<p>本見直し案に係る手続を進めるに当たっては、これまで説明会や公聴会の開催のほか、地域に向いた出前パブリックコメントの実施等によって、市民の皆様からの御意見をお聞きしてまいりました。そのうえで、地域の皆様から改めて説明等の御要望をいただいた場合には、必要に応じて対応してまいりたいと考えています。</p>